

令和7～9年度

南国市スクールバス等運行管理業務委託

プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

令和6年11月

南国市

## 1. 目的

スクールバス等運行管理業務について、安全かつ確実に運行するために豊富な経験と技能を有する事業者へ委託することにより、児童・生徒等の安全安心な通学手段の確保を図ることを目的とする。事業を実施するにあたり、委託する事業者を選定するため、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）を採用することにより、本事業に係る提案書の提出を広く求め、内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を契約の最優先交渉権者として選定する。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名

南国市スクールバス等運行管理業務委託

### (2) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### (3) 事業内容

別紙「南国市スクールバス等運行業務委託仕様書」のとおり

### (4) 見積限度額

16,908千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 応募資格等

### (1) 応募資格

本プロポーザルへ応募できる者は、次の要件の全てに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条1号イまたはロに定める事業に係る許可を得ており、現に実施している者。
- ② 法律行為を行う能力を有する者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者及びその開始が決定されていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者及びその開始が決定されていない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により南国市における競争入札等の参加を制限されていない者。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納のない者。
- ⑦ 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第3条第1項各号に該当しない者。

## (2) 応募期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）17時（必着）まで

## 4. スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

公募開始	令和6年11月1日（金）
質問の受付期限	11月15日（金）17時
質問の回答期限	11月22日（金）
応募書類受付期限	12月2日（月）17時
審査会（ヒアリング等）	12月23日（月）予定
審査結果の通知	令和7年1月10日（金）
契約内容協議	別途通知
契約の締結	2月20日（木）
試運転	4月1日（火）～4月9日（水）
運行開始	4月10日（木）

## 5. 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出の際は、説明を要さずとも理解できる内容・表現で作成し、①～④の書類を正本1部、副本7部提出すること。また、⑤は1部、⑥は必要な場合のみ1部提出すること。

① 参加表明書（様式第1号）

② 企画提案書（任意様式）

「9. 審査の実施」の「(3) 審査項目等」に沿った内容で作成すること。

また、その他に提案事項があれば記載すること

③ 業務実績書（様式第2号）

④ 見積書（様式第3号）

年度ごとに次に示す見積書積算項目を計算し、合算したものとする（消費税額及び地方消費税額を含む。）。

a. 人件費：運行車両を直接運転する者、運転手以外の運行業務に係る運行管理者及び事務従事者に係る人件費。

b. 法定福利費：上記「a.」に係る法定福利費。

c. 消費税相当額：「a.」ないし「b.」に係る消費税相当額（消費税額及び地方消費税額）。

d. 教育研究費：研修費等。

e. 一般管理費：運行業務全般に係る事務経費。

f. 消耗品費：車両清掃用品、車両関係消耗品費。

g. 施設維持管理費：車両保管場所、待機場所の維持管理費、水道・電気料（待機所使用分）。

h. 運行車両の任意保険料

※法定福利費は、社会保険（健康保険、介護保険（該当者のみ）、厚生年金保険、子ども子育て拠出金（事業者負担））及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分のみとする。

※消費税率は「10%」とすること。

- ⑤ 参加資格確認書（様式第4号）
- ⑥ 非開示理由書（様式第5号）

(2) 提出方法

提出先まで郵送（簡易書留か配達証明に限る）又は持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年12月2日（月）17時必着

(4) 企画提案にあたっての留意事項

- ① 運行業務の一部又は全部を第三者に委託し又は請け負わせる事業計画内容の申請は受け付けないものとする。
- ② 提出期限後に、提出書類の記載内容の変更（軽微なものを除く。）及び再提出は認めない。
- ③ 南国市から提出依頼があった場合、必要に応じて追加資料を提出すること。
- ④ 提案書等は1提案者1案までとし、受付後の追加及び修正は認めない。

## 6. 質問及び回答

(1) 質問方法

任意様式により、電子メールにて提出すること。電話又は口頭による質問は受付しない。

(2) 受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月15日（金）17時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月22日（金）16時までに順次、市のホームページに公開する。

## 7. 提出先および問い合わせ先

南国市教育委員会事務局学校教育課 総務係

住所：〒783-8501 南国市大埞甲2301番地

電話：088-880-6568（担当者：芳村）

メールアドレス：n-gakkousoumu@city.nankoku.lg.jp

## 8. 説明会

説明会は開催しない

## 9. 審査の実施

### (1) 選定方法

- ① 提出された提案書、見積書等の内容に関し、審査会により総合的に評価する。
- ② 評価は、提案内容、価格等を数値化して採点し、合計得点によって順位付けする。
- ③ 第1順位の者を最優先交渉権者とする。

### (2) 審査基準

- ① 利用する児童生徒の安全が確保されるよう、安全対策及び業務管理体制が確立されていること
- ② 円滑で効率的なスクールバス等の運行のための取り組みを行うこと
- ③ 事業提案書に沿った運行管理を安定して行う人員及び財政的基礎その他の経営規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあること

### (3) 審査項目等

番号	項目	内容
1	提案概要	・ 児童の送迎業務受託業務に対する基本的な考え方、方針 ・ 組織の安定性（会社概要、過去6年の行政処分・重大事故の発生の有無） ・ 運行従事者の雇用方針等（採用計画、地域に配慮した人材獲得予定の有無）
2	業務実施体制	・ 運行責任者の配置計画 ・ 運行従事者の配置計画 ・ 人員が不足する時の対応（具体的に） } 組織図、担当者氏名、人数、所持資格、業務経 } 験年数
3	安全対策・ 危機管理	・ 安全な運行のための実施計画 ・ 運行従事者の始業、終業時の点検 ・ 災害・事故・故障等緊急時の対応体制（指示系統・連絡体制・ケース別対応等） ・ 緊急時の市との連携体制（南国市地域防災計画に対する取り組み）
4	労務管理・ 教育研修計 画	・ 運行従事者の労務管理方法 ・ 運行従事者の交通安全・接遇等に関する教育や研修、資格取得に対する実施計画
5	業務実績	・ 本事業の類似業務の受託実績（様式第2号に付記することがあれば記載）
6	見積価格	・ 積算根拠の明確性

※ 最高得点者が2者以上の場合は、見積金額が最も安価な者を選定する。

※ 参加者が1者の場合でも審査を行う。

#### (4) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、メールにて各事業者に通知する。
- ② 審査結果について、異議の申し立ては認めない。

### 10. 失格事項等

(1) 次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提案書等を提出期限までに提出しなかった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があった場合

(2) 提出された提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

なお、失格事項に該当すると確認された場合は、書面にて通知する。

- ① 記載内容、提出方法が本要領に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの

### 11. 契約

契約は、選定後に提案書等の内容をもとに詳細を協議し、仕様書を調整のうえ、随意契約を締結する。

最優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

### 12. その他

- (1) 本事業の提案等に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (3) 提出された提案書等は、一切返却しない。
- (4) 本プロポーザル及び契約に係る事務については、本市の都合により停止又は中止することがあり得る。